令和８年和光市農業委員会５月総会会議録

和光市農業委員会

令和８年和光市農業委員会５月総会日程

令和８年５月２５日（月曜日）午前１０時００分開会

日程第１　開　会

日程第２　開　議

日程第３　議事録署名委員の指名　　６番　小寺淳一委員　　７番　吉田成実委員

日程第４　提出議案　議案第３号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会について

議案第４号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会について

議案第５号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会について

日程第５　協議事項　①令和８年和光市農業委員会６月総会の日程について

②その他

日程第６　諸報告　①会長専決について

②農業委員の活動報告について

③その他

日程第７　閉　会　　午前１０時３３分

出席委員（１１名）

１番	新　坂　篤　司　君	２番	冨　岡　和　樹　君
３番	冨　岡　浩　之　君	４番	本　多　　修　君
５番	成　田　真理子　君	６番	小　寺　淳　一　君
７番	吉　田　成　実　君	８番	田　中　和　巳　君
９番	富　澤　孝　子　君	１０番	井　口　俊　彦　君
１１番	浪　間　兼　三　君		

欠席委員（なし）

開会　午前１０時００分

◎開会

◎開議

○事務局長（高橋）　委員の皆様、おはようございます。

ただいまから令和８年和光市農業委員会５月総会を開会いたします。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○新坂会長　皆さん、おはようございます。

ここ最近は、大変寒暖差の激しい日が続いておりますが、皆さん体調にお変わりなど無いでしょうか。本日もスムーズな議事運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、令和８年和光市農業委員会５月総会を始めます。

出席委員は11人中11人で、和光市農業委員会会議規則第６条による定足数に達しており、総会は成立していることをご報告します。

◎議事録署名委員の指名

○新坂議長　初めに、議事録署名委員ですが、６番、小寺委員、７番、吉田委員を指名します。よろしくお願いします。

◎提出議案

議案第１号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会について

○新坂議長　それでは、議事に移ります。

次第の４、議案第３号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見照会についてですが、議案第３号から議案第５号は関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（大久保）　では、議案第３号から議案第５号について、順次ご説明いたします。

市街化調整区域の農地の貸借については、これまで利用権設定等促進事業による手続により貸借を行っていましたが、制度の変更により、令和７年４月１日から農地中間管理機構を通じて貸借を行うこととなりました。

この議案においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について、市から農業委員会に対し意見を求められたものとな

ります。農業委員会での審議後、農地中間管理機構である埼玉県農林公社に計画及びそれに対する農業委員会の意見を送付し、そちらでの審議を経て、埼玉県知事が公告することで貸借が可能となります。

まず、議案第３号について、議案書２ページをご覧ください。

本案件は、貸主のＡさんと借主のＢさんの間で合意に至ったことによる新規の申請となります。

農地中間管理権の設定を行う者、Ａ、和光市新倉三丁目**番**号。権利の設定を行う土地、新倉八丁目**番、面積は1,652平方メートル。使用貸借権の設定等を受ける者、Ｂ、和光市下新倉二丁目**番**号。権利の種類は使用貸借で、貸借期間は、始期が令和８年９月１日、終期が令和13年８月31日で５年間となっております。申請地は、議案書10ページに案内図を掲載していますので、ご覧ください。

続いて、議案第４号について、議案書の12ページをご覧ください。

本案件は、貸主のＣさんと借主のＢさんの間で、これまで利用権設定により貸借をしてきた農地が間もなく期間満了を迎えるため、更新手続をするための申請となります。

農地中間管理権の設定を行う者、Ｃ、和光市新倉一丁目**番**号。権利の設定を行う土地、新倉八丁目**番、面積は998平方メートルのうち500平方メートル。使用貸借権の設定等を受ける者、Ｂ、和光市下新倉二丁目**番**号。権利の種類は使用貸借で、貸借期間は、始期が令和８年９月１日、終期が令和13年８月31日で５年間となっております。申請地は、議案書20ページに案内図を掲載していますので、ご覧ください。

続いて、議案第５号について、議案書22ページをご覧ください。

本案件は、貸主のＤさんと借主のＢさんの間で、これまで利用権設定により貸借をしてきた農地が間もなく期間満了を迎えるため、更新手続をするための申請となります。

農地中間管理権の設定を行う者、Ｄ、和光市新倉二丁目**番**号。権利の設定を行う土地、新倉八丁目**番**、面積は145平方メートル、新倉八丁目**番**、面積は236平方メートル、新倉八丁目**番、面積は834平方メートル、新倉八丁目**番、面積は1,300平方メートルの計４筆となります。

使用貸借権の設定等を受ける者、Ｂ、和光市下新倉二丁目**番**号。権利の種類は使用貸借で、貸借期間は、始期が令和８年９月１日、終期が令和13年８月31日で５年間となっております。申請地は、議案書30ページに案内図を掲載していますので、ご覧ください。

なお、Ｄさんの住所ですが、先ほど読み上げました住所は登記簿に記載の住所となってお

りまして、現住所は新倉二丁目**番**号ではなく、新倉二丁目**番**号となっており、農林公社に書類を送付する際は、現住所で記載させていただきます。

続きまして、使用貸借権の設定を受けるＢさんの農業経営の状況等については、議案書の９ページ、19ページ、29ページをご覧ください。

こちらは同じ内容が記載されておりますが、Ｂさんは現在61歳で、年間の農作業従事日数は320日となっております。また、現に耕作の事業に供している農用地の面積が１万8,745平方メートル、農作業従事及び雇用労働力の状況については、世帯員５人のうち主たる農業従事者が１人、その他の従事者で主として農業に従事する者が３人の計４人となっています。

その他、農機具の所有状況等から、全ての農地を効率的に利用し、必要な農作業に従事する見込みがあるかご判断ください。

受け手の農地の利用状況につきましては、現地確認を吉田委員にお願いいたしました。

なお、昨年９月の総会でのご審議のときに、Ｂさんが耕作されている農地を全てご確認いただいているため、今回、吉田委員には申請地のみご確認をお願いしました。念のため、Ｂさんが現在耕作されている農地の写真を事務局で撮影してまいりましたので、ご確認ください。

本日配付の写真資料１のスライド１が議案第３号の申請地です。スライド２が議案第４号の申請地、スライド３と４が議案第５号の申請地、スライド５から13が耕作地の写真となります。

農用地利用集積等促進計画（案）に対して、農業委員会の意見の有無についてご審議をお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長　それでは、吉田委員に現地確認をしていただいておりますので、吉田委員からご報告をお願いします。

○吉田委員　５月２日に現地確認に行ってきました。農地は適切に管理されていました。

以上で報告を終わります。

○新坂議長　この議案につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○新坂議長　よろしいでしょうか。

それでは、採決に移ります。

採決は議案ごとに行います。

まず、議案第３号につきまして、意見なしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○新坂議長　全員賛成。よって、議案第３号は意見なしとします。

続きまして、議案第４号につきまして、意見なしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○新坂議長　全員賛成。よって、議案第４号は意見なしとします。

続きまして、議案第５号に移ります。議案第５号につきまして、意見なしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○新坂議長　全員賛成。よって、議案第５号は意見なしとします。

◎協議事項

①令和８年和光市農業委員会６月総会の日程について

○新坂議長　続きまして、協議事項に移ります。

協議事項①令和８年和光市農業委員会６月総会の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋）　協議事項①令和８年和光市農業委員会６月総会の日程についてですが、６月25日木曜日、午前10時からを提案させていただきます。場所は、６階、602会議室を予定しております。

なお、現委員の皆様の任期は７月19日までとなりますが、総会としては６月総会が最後の総会となります。これまでお配りした議案書や個人情報の入った資料につきまして、事務局で処分させていただきますので、６月総会のときにお持ちいただければと思います。

また、新委員につきましては、和光市議会６月定例会で議会の同意を得た後、７月17日午後２時から委員任命式と委員研修会を予定しておりまして、１週間後の７月24日午前10時から７月総会を開催できればと考えております。

ご協議のほどよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長　６月総会の日程ですが、６月25日木曜日の午前10時からということですが、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○新坂議長　では、６月25日木曜日の午前10時から、場所は６階、602会議室でお願いします。

また、７月は17日に任命式、24日に総会が予定されているとのことですので、来期も委員を続けてくださる方は、予定をよろしくお願いいたします。

◎協議事項

②その他

○新坂議長　続きまして、協議事項②その他、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋）　協議事項②その他ですが、１点ございます。

本日配付の資料２をご覧ください。

こちらは埼玉県農業会議より「農林関係税制改正要望に関する意見集約への協力依頼」が来ております。農業委員会からの意見があれば取りまとめて、埼玉県農業会議に提出することとなっています。

意見を提出する場合は、資料２の２枚目の様式にて回答することになっております。また、３枚目以降には、全国農業会議所が令和７年11月に取りまとめた令和８年度税制改正要望を添付させていただいております。こちらは１ページから６ページまで要望が記載されております。

税制改正関係でご意見がございましたら、お伺いできればと思います。ちなみに、昨年、一昨年は、意見なしで回答をしています。

もし、皆様から特にご意見が無いようでしたら、資料２の最後のページになりますが、事務局案として「都市部における相続税納税猶予の終身営農義務の要件緩和を国に対し要望する」旨の回答案を作らせていただきましたので、意見を提出するかどうかも含めてご審議ください。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長　ただいま事務局から説明がありましたが、農林関係税制改正に関する要望について、皆様からご意見はありますか。

（発言する者なし）

○新坂議長　よろしいでしょうか。

無いようでしたら、事務局案の「都市部における相続税納税猶予の終身営農義務の要件緩和を国に対し要望する」旨の意見を提出していただくことでいかがでしょうか。

（「はい」の声あり）

○新坂議長　では、事務局案にて意見を提出していただくようにお願いします。

◎諸報告

①会長専決について

○新坂議長　続きまして、諸報告①会長専決について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）　諸報告①会長専決についてですが、今月の会長専決は、４条届出が２件、５条届出が７件となっております。

議案書の31ページから48ページまでと、写真資料はスライド14から22までとなっております。ご確認のほどよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長　ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○新坂議長　よろしいでしょうか。

では、よろしければ、会長専決は以上とします。

◎諸報告

②農業委員の活動報告について

○新坂議長　続きまして、諸報告②農業委員の活動報告について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋）　諸報告②農業委員の活動報告についてですが、今月の活動の共通事項については、写真資料１のスライド23、本日５月25日の「農業委員会５月総会」とご記入ください。

また、個別の農地パトロール、現況確認をしていただいた方は、確認いただいた日にちと農地現況とご記入ください。その他、会議にご出席いただいた方は、会議の日にちと会議名をご記入ください。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長　皆様から活動に関してご報告がある方は挙手をお願いします。

（発言する者なし）

○新坂議長　よろしいでしょうか。

それでは、委員の皆様からの報告は以上とします。

◎諸報告

③その他

○新坂議長　続きまして、諸報告③その他について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（高橋）　諸報告③その他ですが、本日配付の資料３、農家だよりをご覧ください。

農地の管理にご注意くださいという記事と、土流出対策に効果抜群、リュウノヒゲ・タマリュウの配付の記事、それから、裏面へいきまして、埼玉県からのお知らせの農作業中の熱中症にご注意くださいという記事と、その下に市内の各公共施設をクールオアシスとして開放していますのでご活用くださいという記事を掲載しております。

事務局からの説明は以上です。

○新坂議長　委員の皆様から何かございますか。

９番、富澤委員。

○富澤委員　あさか野農協理事の連絡によると農協から直売センター空調修理の見積を市役所市からの返事待ちであるがスピーディーにできないか。直売所商品管理衛生面を考慮すると仕入れができないので、商品陳列棚には何も無い状態です。

農家さんも空調不良の状況下では出荷減少傾向であり、客足が遠のいている状況です。このような状況への迅速な対応と購買者、店舗職員の熱中症等の体調不良への懸念もありますので、農業委員会へ意見として伺いたいと思います。

○新坂議長　事務局。

○事務局長（高橋）　先日、農協組合長等が市長に接見され、要望書を出されています。こちらは、施設管理者の総務課が対応し、私どもは同席しませんでした。回答内容はつり天井状の空調を全て直すと相当な費用を要すため、予算配分、設計と設備が入る時期を勘案すると、今年度は難しいと伺っています。

今週の気温は30度を超えている日もありますので、商品とお客様の安全性を考慮していただきたいという旨は、私から総務課長に伝えています。

今後の対応を直売センター長から聞いたところ、農協において、空調、冷風機を設置するのか、また、その設置時期によっては、店舗閉鎖、あるいは移転を考えていると伺っております。

ＪＡあさか野本店の役員会、和光支店の理事会等意見を総合した中で結果を考えるということです。空調設備の修繕は、早急に市予算の確保が困難な状況の中で、直売センターまたは農産物出荷者の皆様にはご迷惑をおかけしておりますが、ご理解いただければと思います。

○富澤委員　先週、農協から市へ見積書を出しています。空調修理は全基のうち６基は直せるとのことですから市役所が承認すれば工事着工可能となります。

施行業者は決定していますので、市役所からの承認を待っているということです。

○事務局長（高橋）　その回答が出ていないということですか。

○富澤委員　はい。農協が全額修理費を払います。

○事務局長（高橋）　いつ回答が出るのかは、私の方で総務課長に再度確認をしておきます。

○富澤委員　よろしくお願いします。

○新坂議長　他にご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

○富澤委員　市民まつり実行委員会についてお知らせいたします。今後の開催日・場所は、６月16日、９時半から市役所６階、602会議室です。８月18日は、９時半から同じく602会議室です。10月15日は１時半から４時で、サンアゼリアの企画展示室になると思います。

以上です。

○新坂議長　他にご報告ある方いらっしゃいましたらお願いします。

（発言する者なし）

○新坂議長　では、いいですか。

先ほどの直売センターの空調の件ですが、都市農業推進協議会総会で、遺贈金の使途についての議題がありますが、その遺贈金を充てるというのは可能ですか。

○事務局長（高橋）　可能か否かというのは、遺贈金の担当部署が秘書広報課で、市長直轄の基金になりますので、こちらと協議になると思います。こういう意見があるという形で提出する旨も一つなのかなというふうには考えております。

○新坂議長　分かりました。

皆様もプロですが、そういう幾つかの団体が集まって、都市農業を推進していく方向性を皆さんで考えていく都市農業推進協議会総会の中で、次回、遺贈金の使い道が議題になるのですが、その遺贈金を直売センターの修繕に充てられないかという意見を農業委員会で出してもいいかなと思いました。皆様、どうでしょうか。

（「いいと思います」の声あり）

○新坂議長　よろしいですか。

では、今週会議があるので、意見を提出してみたいと思います。他にご意見ある方いらっしゃいましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

◎閉会

○新坂議長　では、無いようですので、本日の議事は以上となります。

本日も皆様のご協力のおかげでスムーズに議事運営をすることができました。ご協力いただきありがとうございます。

以上をもちまして、令和８年和光市農業委員会５月総会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

閉会　午前１０時３３分

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違無い事を証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

和光市農業委員会議長

署名委員

署名委員